

「特定農地貸付規程例について」の一部改正について

制定 平成元年 9 月 11 日 元構改 B 第 1015 号
農 林 水 産 省 構 造 改 善 局 長 通 知
最終改正：平成 17 年 9 月 1 日・17 農振第 780 号
農 林 水 産 省 農 村 振 興 局 長 通 知

この度、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の施行についての一部改正について」（平成 17 年 9 月 1 日付け 17 農振第 799 号農林水産事務次官依命通知）が施行されたところであるが、これに伴い、標記通知を別紙のとおり改正したので、御了知の上、貴管下農業委員会及び関係団体等の指導について特段の配慮をお願いしたい。

なお、本特定農地貸付規程例は、必要最小限のものを記載したものであり、各地域の実情に応じ必要な事項を補充の上作成されたい。